

公益財団法人名古屋産業科学研究所における

競争的研究費に係る行動規範

平成19年6月21日 制定

平成24年4月1日 一部改正

令和7年10月1日 一部改正

- 1 競争的研究費（以下「公的研究費」という。）は、その原資が国庫に由来するものであることから、直接又は間接的に公的研究費に関わる研究所の研究職員及び事務職員（いずれも非常勤を含む。）は、その取扱いについて、法令及びこの法人の規程等に定められたルールに従うこと、常に公正性、透明性を確保すること、さらには最終的な説明責任を負うものであること等を深く認識し、行動しなければならない。
- 2 研究職員は、公的研究費による研究を遂行するにあたっては、公正を旨とすることを誓い、この法人から求められた場合は、別に定める「確認書」を提出しなければならない。
- 3 事務職員は、別に定める「公的研究費に係る経理取扱基準」ほかに定めるところにより、誠実にその職責を果たさなければならない。
- 4 意図的であるか否かにかかわらず、不正若しくは不正とみなされる取扱いを行った者は、この法人が定めるところにより不利益処分を科せられることがある。